

解約通知書

通知日 年 月 日

貸主 様

三国商事株式会社 御中

私は建物賃貸借契約を解約し、以下の通りに明渡すことを通知し、確実に履行することを確約いたします。
万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問わず、私の遅延によって発生した損害は賠償することを確約します。

借主	
退去日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 未定(後日連絡) <input type="checkbox"/> 希望日 月 日
退去立会日	
現住所	
物件名	号室
氏名	Ⓜ
連絡先	() 携帯 - -
新住所	
新連絡先	() 携帯 - -
敷金 返還先 口座	金融機関名 本支店名
	口座番号 普通・当座
	フリガナ 口座名義

【注意事項】

- この通知書を郵送または弊社までご持参下さいませ。郵送の場合は、配達証明又は郵送後の電話確認をお願い致します。
なお、電話・FAX・メールのみでの解約受付は致しません。本書到着日をもって、解約の受付と致します。
また、解約意思表示の変更・撤回は出来ません。
- 賃貸借契約書記載の賃貸名義人以外での届出、または名義人以外の敷金返還先のご記入は受付致しかねます。
- 明け渡しは、立ち会い確認を現地にて行いますので、退去日・引越完了時間が決まり次第、7-10日前までに弊社へご連絡下さいませ。立会日時は、平日の10:00~17:00(土日祝日、夏季休暇、冬期休暇を除く)のみになります。
特に月末は退去が集中し、時間調整が出来ない場合がございますので予めご容赦下さいませ。
- 火災保険の解約、または住所変更手続きが必要です。火災保険の代理店までご連絡下さいませ。
- 退去時には公共料金(電気・水道・ガス)の精算、郵便物の転送手続きをして下さい。
- 家財・物品・ゴミ等をすべて搬出し、ご清掃の上明け渡して下さい。
また、店舗及び事務所などのテナント物件は約定通りに退去日迄に原状回復を行って下さいませ。
上記のことを行っていない場合は遅延損害金が発生致します。
※引越時及び原状回復時に発生したゴミは、各自でお持ち帰り頂くか、引越業者・専門業者にて処分して下さい。
万一、引越・原状回復のゴミ及び家電製品等を当該物件または近隣のゴミステーションにて発見した場合は、ゴミ処分費リサイクル料などをご請求させて頂くことがございます。

以上が行われていない場合は、敷金の精算が開始できかねますのでご注意下さいませ。

〒651-0094 神戸市中央区琴ノ緒町5-5-29
三国商事株式会社
Tel 078-221-5057 Fax 078-221-5055